

岡山市発注工事における現場代理人取扱要領

1 趣旨

この要領は、岡山市が発注する建設工事における現場代理人の適切な配置を推進し、もって工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人の要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定める。

2 現場代理人の必須要件

受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期が基本であるが、次の期間については、監督員と現場代理人との間で工事打合せ簿等の書面で明確にしていれば工事現場への常駐を要さないものとする。

なお、この場合においても、受注者は監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が確保されるまでの準備期間
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事において、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間

4 常駐義務の緩和（兼務）の取扱い

次のすべての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を3件まで認めるものとする。

- (1) いずれも岡山市発注工事であること。ただし、岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）第2条に規定する小規模工事については、3件に含まない。
- (2) 請負金額がいずれの工事も4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満であること。
- (3) 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事していること。
- (4) 兼務する現場代理人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

5 常駐義務の緩和（兼務）の要件を満たさない場合等の取扱い

次のものについては、現場代理人の常駐義務の緩和（兼務）が適用されないため、受注者は速やかに別の現場代理人を選任するものとする。

- (1) 4の(1)、(2)、(3)又は(4)の要件を1つでも満たさなくなった場合
- (2) 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した場合
- (3) 監督員が安全管理上の理由等により、常駐義務の緩和（兼務）ができないと判断した場合

6 その他

受注者は、現場代理人が本要領に基づき新たな工事を兼務する場合、既に従事している工事の監督員に、工事打合簿等によりその旨を報告するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日以後に公告する工事について適用し、施行日前に公告する工事については、なお従前の例による。